



  営利目的料金表が適用となります。また、入場料がある場合は、入場料金に応じて入場料加算がございます。

宗像総合市民センター条例

第14条 利用料金 別表第1

備考

2 会費、寄附金、賛助料等名目のいかなを問わず直接又は間接に入場者から入場の対価として金銭(以下「入場料」という。)を徴収する場合の大ホール及び中ホールの利用料金は、次の各号に掲げる入場料(入場料として徴収する額のうち、最も高い金額のものをいう。以下同じ。)の額の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料が500円以下であるときは、この限りでない。

- (1) 入場料が1,000円未満のとき 100分の150
- (2) 入場料が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
- (3) 入場料が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
- (4) 入場料が5,000円以上7,000円未満のとき 100分の300
- (5) 入場料が7,000円以上のとき 100分の500

3 前項以外の場合で、商業、宣伝その他これに類する営利目的のために利用する場合の利用料金は、利用料金に100分の300を乗じて得た額とする。

宗像ユリックス総合公園条例

第12条 利用料金 別表第2

備考

1 公園施設のうち多目的広場、芝生広場、サーキットトレーニングコース及びプレイ広場の利用者が入場料を徴収する場合(会費、寄附金、賛助金等名目のいかなを問わず直接又は間接に入場者から入場の対価として入場料に類する金銭を徴収する場合を含む。以下「入場料」という。)は、利用料金に次の各号に掲げる入場料(最高入場料)の額の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、入場料500円以下のものを除く。

- (1) 入場料が1,000円未満のとき 100分の150
- (2) 入場料が1,000円以上3,000円未満のとき 100分の180
- (3) 入場料が3,000円以上5,000円未満のとき 100分の200
- (4) 入場料が5,000円以上7,000円未満のとき 100分の300
- (5) 入場料が7,000円以上のとき 100分の500

2 前項以外の場合で、商業、宣伝その他営利目的のため利用する場合は、利用料金に100分の300を乗じて得た額とする。